

申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の 申告・納付期限の延長について

申告所得税、贈与税及び消費税（個人事業者）の申告期限・納付期限（※）については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和2年4月16日（木）まで延長することといたしました。

これに伴い、申告所得税及び消費税（個人事業者）の振替納税をご利用されている方の振替日についても、延長することといたしました。

（※）延長前の申告期限・納付期限

申告所得税及び復興特別所得税	令和2年3月16日(月)
贈与税	令和2年3月16日(月)
消費税及び地方消費税（個人事業者）	令和2年3月31日(火)

申告・納付期限

申告所得税及び復興特別所得税

贈与税

消費税及び地方消費税（個人事業者）

令和2年4月16日（木）

○ 申告書提出後に、税務署から納付書の送付や納税通知書等のお知らせはありませんので、ご注意ください。

振替納税を利用される場合の振替日

申告所得税及び復興特別所得税

令和2年5月15日（金）

消費税及び地方消費税（個人事業者）

令和2年5月19日（火）

【申告所得税の延納をご利用の場合】

延納を希望される場合には、申告書に必要事項を記載するとともに、確定申告により納付すべき税額の2分の1以上の金額を**令和2年4月16日（木）**までに納付する（振替納税をご利用の場合は、振替日に振替納付する）必要があります。延納の納付の期限は、**令和2年6月1日（月）**となります。

なお、延納期間中は利子税がかかる場合があります。

メモ（振替口座の確認等にご利用ください）

※ 申告書の控えは、大切に保管してください。

R2.03現在 福岡国税局・税務署